

危険なブロック塀などの 撤去費用を補助します

あなたの家のブロック塀などは
安全ですか？

危険なブロック塀などの倒壊による人的被害を未然に防ぐため、撤去費用の一部を補助します。補助を受けるためには、撤去工事前に申請が必要です。

▶補助対象：下記の要件を満たすブロック塀などの全部または一部の撤去

○通学路または災害時の避難路に面しているもの

○組積造または補強コンクリートブロック造のもの

○道路面からの高さが80cmを超えるものなど

▶申込期間：6月3日(月)～8月30日(金) 午後5時15分

▶受付予定件数：4件 ※受付予定件数に達した時点で終了

▶補助金の額：①、②のいずれか低い方に3分の2を掛けた額となります。

①撤去に係る費用

②撤去する部分の延長に1m当たり1万4,000円を掛けた額

※上限10万円

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課
(内線 5403,5404)



景観に関する届出を 忘れずに！

本市では、「つくばみらい市景観条例」および「つくばみらい市景観計画」を定め、市内全域を景観計画区域として、良好な景観形成に取り組んでいます。

市内で行われる建築・開発行為などは、景観法・景観条例に基づき、行為に着手する前に計画内容の届出を行い、景観計画との適合審査を受ける必要があります。届出対象となっている建築・開発行為などを行う場合は、行為の届出の30日前(行為着手の60日前)までに事前協議申出書を提出してください。届出対象となる行為や基準は、都市計画課までお問い合わせください。

☎ 谷和原庁舎都市計画課 (内線 5103)

労働保険の年度更新期間は 6月3日(月)～7月10日(水)です

令和6年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です。電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関での申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方や、申告・納付方法など、詳しくは年度更新申告書に同封しているパンフレットや、厚生労働省ホームページをご覧ください。



■労働保険のお手続きには「電子申請」をご活用ください！

○自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です。

○GビズIDを使えば、電子証明書無しで労働保険年度更新が可能です。詳しくは厚生労働省の特設ページをご覧ください。



☎ 谷和原庁舎産業経済課 (内線 3109)



相談

常陽銀行 年金相談

常陽銀行委託の社会保険労務士が無料で相談に応じ、年金請求手続きを代行します。

▶予約方法：事前に電話で申し込み

▶予約電話：☎ 0297 - 58 - 5552

▶日時：6月10日(月) 午前10時～11時30分、午後0時30分～3時

▶場所：常陽銀行伊奈支店(谷井田 2215 - 2)

☎ 常陽銀行伊奈支店

☎ 0297 - 58 - 5552

税理士による 無料税務相談

税に関する無料相談を行います。

▶予約方法：事前に電話で申し込み

▶日程：7月2日(火)、9日(火)、16日(火)

※1人40分程度、各日3人まで

▶場所：関東信越税理士会土浦支部(土浦市中央1 - 11 - 19)

☎ 関東信越税理士会土浦支部

☎ 029 - 824 - 5055

空き家の無料相談会を 開催します

空き家に対する不安や問題を解消する、空き家の相談会を開催します。相続や売買など、空き家に関する悩みを各分野の専門家に無料で相談できるチャンスです。

空き家を所有している方、管理している方だけではなく、自宅や実家が将来的に空き家になってしまうことを心配している方も、先を見据えてご相談ください。

▶日時：7月13日(土) 午後1時20分～、午後2時10分～、午後3時～、午後3時50分～ ※1組あたり40分

▶場所：伊奈庁舎3階会議室、小会議室

▶対象

○市内に空き家を所有している方もしくは関係者の方

○将来的に、市内の自宅や実家が空き家になってしまうことを心配している方

▶相談方法：個別ブースでの対面による相談、もしくはオンライン(Zoom使用)での相談 ※オンライン相談は、相談日当日までにご自宅などでZoomの使用環境が整っており、ご自身で利用できる方に限ります。

▶定員：8組

▶相談員：司法書士、宅地建物取引士、建築士(相談員3人1組で対応) ※市職員も同席

▶相談内容：空き家の相続および登記などに関すること、売買に関すること、調査や改修等に関すること など

▶相談費用：無料

▶申込方法：住まい開発政策課にお電話いただくか、メールフォームからお申し込みください。



※事前予約制、定員に達し次第締め切り

▶申込受付開始日時：6月3日(月) 午前8時30分

■豆知識

法改正により、令和6年4月1日(施行日)から相続登記が義務化されました！ 施行日前に相続が発生したケースでも、施行日から3年以内に相続登記をしなければなりません。正当な理由が無いのに登記申請義務に違反した場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課
(内線 5405)

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント